

4 渇水調整

昭和 47・48 年の連続した渇水を契機に昭和 49 年に建設省（現国土交通省）は、渇水調整協議会の設立を含む「渇水対策の推進について」を通達しました。

これを受けて、利根川水系においては「利根川水系渇水対策連絡協議会」と渡良瀬川においては「渡良瀬川水利使用調整連絡協議会」が設立されました。

本来渇水調整は、河川法第 53 条に規定されているように水利使用者相互間の調整については、利水者が相互に他の水利使用を尊重し、互譲の精神で協議によって解決するものとなっています。

また、河川管理者は、平常時から水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努めることとされています。

「利根川水系渇水対策連絡協議会」は、国土交通省、経済産業省、農林水産省、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、及び独立行政法人水資源機構により構成されています。

「渡良瀬川水利使用調整連絡協議会」は、国土交通省、群馬県、栃木県、及び独立行政法人水資源機構により構成されています。

なお、利根川水系農業水利協議会においては、上記の「利根川水系渇水対策連絡協議会」により取水制限が実施される前に、節水対策の準備として農業側の連絡調整を行います。

5 群馬県渇水対策本部

群馬県では、上記の利根川水系渇水対策連絡協議会の情報等により、知事が必要と認めた時に渇水対策本部を設置し、知事を対策本部長として関係各部により設置します。

渇水対策本部は渇水対策を適切かつ円滑に遂行するための総合的な施策について協議し処理します。（※9 頁参照）

6 群馬県の渇水発生状況

昭和 50 年～平成 21 年までに発生した渇水の状況

年	水系	取水制限等の状況	水系ダム 最低貯水率
S53	利根川流域	8 月 10 日～10 月 6 日（58 日間） 取水制限 10% 18 日間 取水制限 20% 10 日間 一時緩和 30 日間	16%
S54	利根川流域	6 月 29 日～8 月 18 日（51 日間） 取水制限 10% 20 日間 一時緩和 31 日間	45%
S55	利根川流域	7 月 1 日～8 月 13 日（44 日間） 取水制限 10% 3 日間 一時緩和 41 日間	51%
S57	利根川流域	7 月 20 日～8 月 10 日（22 日間） 取水制限 10% 5 日間 一時緩和 17 日間	53%
S60	利根川流域	9 月 9 日～9 月 26 日（18 日間） 取水制限には至らなかった	